



SCB

# ニュース&トピックス

No.2024-55

(2024.7.22)

信金中央金庫 地域・中小企業研究所

上席主任研究員 藁品 和寿

03-5202-7671

s1000790@FacetoFace.ne.jp

## サステナブルファイナンスの普及に向けて鍵を握る「理解の促進」

—地域金融機関の視点からみる「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議 第四次報告書」—

### ポイント

- サステナブルファイナンス有識者会議は、2020年12月以来、計24回開催され、事務年度（7月～翌6月）ごとに報告書を公表してきた。こうした中、2024年7月9日、第四次報告書が公表された。第四次報告書は、主として、2023年7月から24年6月までの市場関係者の取組みと課題等にかかる議論を掲載している。
- 第四次報告書は、大きく「中核的論点」と「サステナブルファイナンスの取組みと課題」の2つで構成されている。この2つの観点で、地域金融機関の視点から第四次報告書のポイントを見ると、それぞれで示された重要な点や課題に対応していく上で、「理解の促進」がキーワードになりそうである。

### 1. 「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議 第四次報告書」の概要

2024年7月9日、金融庁サステナブルファイナンス有識者会議は、「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議 第四次報告書<sup>1</sup>（以下、「第四次報告書」という。）」を公表した。第四次報告書の冒頭で、同有識者会議の重要な役割は、「サステナブルファイナンスの実務を担うのは投資家や金融機関等の民間主体であるが、他方で理解浸透や人材育成、ガイドラインや制度的枠組みの整備など、政府の取組みも重要と考えられる。官民が担う役割の在り方を議論するとともに、様々な関係者の取組みの全体像を把握し、課題等に関し継続的に議論していくこと」としている。なお、同有識者会議は、サステナブルファイナンスを、「持続可能な経済社会システムの実現に向けた広範な課題に対する意思決定や行動への反映を通じて、経済・産業・社会が望ましい在り方に向けて発展していくことを支える金融メカニズム、持続可能な経済社会システムを支えるインフラ」と位置付けている。

同有識者会議は、2020年12月以来、計24回開催され、事務年度（7月～翌6月）ごとに報告書を公表してきた。第四次報告書は、主として、2023年7月から24年6月までの市場関係者の取組みと課題等にかかる議論を掲載している。結論ではなく、あくまで同有識者会議で提示された主な意見を報告書という形で公表したものである。

第四次報告書で示されたサステナブルファイナンスの取組みの全体像は、**図表**のとおりである。

<sup>1</sup> 金融庁ホームページ(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20240709.html>)を参照

(図表) サステナブルファイナンスの取組みの全体像

		これまでに見られた進捗	今後検討・実施することとされている対応等
市場制度の整備	企業開示	24年3月、サステナビリティ開示基準の草案を提示(SSBJ) 同月、サステナビリティ情報の開示と保証に関するWGを設置(金融庁)	公開草案への意見を踏まえた検討 サステナビリティ開示の実施時期、保証の在り方等の議論
	データ基盤	温室効果ガス排出量データの把握・開示の拡充(投資家・企業等) 国際的データプラットフォームによる試行的なデータ提供(NZDPU)	官民関係者によるデータ整備のあり方等に係る議論等
	評価機関	評価機関24社、データ提供機関16社が行動規範に賛同(24年6月末時点)	各社の対応状況等の確認、更なる具体策の検討
関係者への浸透	投資機会充実	サステナビリティ投資商品のあり方につき「ダイアログ」で議論(金融庁)	投資の基本的な意義やフラグシップ的な投資機会のあり方等に係る議論
	人材育成・充実	22年12月、サステナビリティ人材に係る「スキルマップ」を公表(金融庁)、 講義・研修等の拡充(大学・業界団体等)	幅広い層への浸透策や多様な人材層との議論等
分野別の投資環境整備	グリーン	国際原則との整合に向けたグリーンボンドガイドライン等の見直し(環境省)	更なる市場発展に向けた投資環境整備の議論等
	トランジション	23年7月「GX推進戦略」、同年12月「分野別投資戦略」の公表等(経済産業省等)	GX推進機構も通じた官民連携の促進等
	インパクト	24年3月、インパクト投資の「基本的指針」策定(金融庁) 24年5月、官民連携の「コンソーシアム」を正式に立上げ・議論(同上)	インパクト指標・データ整備、インパクト評価・企業戦略、 地域を含む官民協働等に係る議論
	ソーシャル	21年10月「ソーシャルボンドガイドライン」、22年7月「指標例」を公表(金融庁等)	民間当事者での発行の実務拡充等
脱炭素に係る取組み	金融機関のリスク管理	22年7月、金融機関の気候変動対応に係る「ガイダンス」を策定(金融庁)	移行戦略の枠組みについて更に検討等
	企業対話	移行計画の策定、企業・当局との対話の実施(金融機関等)	金融機関による顧客支援等に向けた更なる検討等
	国際展開	23年6月に発足した「GFANZ日本支部」等も通じた本邦からの発信(大手金融機関等)	主導的な国際発信等
	アジア展開	AZEC首脳会合での共同声明(23年12月)、アジアGXコンソーシアム会合の開催(24年3月)(経産省、金融庁等)	トランジション・ファイナンスの国際的推進に向けた更なる議論
	地域GX	地域企業への支援策の浸透など(地域金融機関等)	各地域の実情に応じた支援の充実・発信等
	CC市場	23年10月、取引所での市場取引の開始(東京証券取引所) GX推進戦略やGXリーグにおける議論の進展(経済産業省等)	左記や国際的な関心の高まりも踏まえた実践的な検討・議論等

(※) サステナブルファイナンスに関する国内外の取組状況等に関する情報を事務局において収集・図示したものと

(出所) 第四次報告書 p. 7

## 2. 地域金融機関の視点からみる第四次報告書

第四次報告書は、大きく「中核的論点」と「サステナブルファイナンスの取組みと課題」の2つで構成されている。

以下では、この2つの観点で、地域金融機関の視点から、第四次報告書のポイントを紹介したい。

### ① 中核的論点

サステナブルファイナンスの取組みには大きな進展がみられる一方で、なお課題も存在すると指摘した上で、「(1) 投資家等への幅広い理解の促進と浸透」、「(2) GXとトランジション・ファイナンスの推進」、「(3) 多様化するサステナビリティ課題への対応とインパクト投資の推進」の3つに分けて、それぞれ重要な点が明記されている。

(1) では、サステナブルファイナンスの基本的な意義に係る理解については、必ずしも広く浸透していない面があるとし、「このため、サステナブルファイナンスの本質的な意義や基本的手法、中核となる戦略等を、必ずしも馴染みのない投資家等にも分かりやすく、手触り感のある形で整理・発信しつつ、併せて、これに止まらず積極的に理解を促進する施策につなげていくことが重要」としている。

(2) では、GXの実現に向けた民間資金の動員は引き続き課題であるとし、「アセットオーナー等の理解の浸透を図り、量的な動員だけでなく質も高め、動員資金を真にGX推進に貢献する投融資としていくことが重要」としている。また、地域の脱炭素をいかに実現するかが重要であるとも指摘し、「地域金融機関が地域の産業界や自治体と連携して、

地域毎の実情に合った脱炭素・GXを推進することが重要であり、そのための効果的・現実的な支援施策を検討することが重要」としている。信用金庫を含む地域金融機関に対して、地元のステークホルダーとの連携を期待するとともに、政府としてもバックアップする姿勢が示されているといえよう。

(3) では、脱炭素・GXに限らず、生物多様性、人権等の多様な課題は、相互に好悪両面で影響を与えており、こうした点を的確に理解していくことが重要であるとしている。

以上を総括すると、それぞれの重要な点への対応のキーワードとして、「理解の促進」が挙げられそうである。

## ② サステナブルファイナンスの取組みと課題

ここでは、「市場制度の整備」、「幅広いステークホルダーへの浸透」、「分野別の投資環境整備」、「脱炭素に係る取組み」の4つの観点、13の項目で整理されている。

このうち、地域金融機関の視点からは、13の項目のうち、「(8) インパクト投資（インパクトファイナンス）の推進」と「(12) 地域におけるGXの取組み」が読みどころとなる。

(8) では、課題・対応として、インパクト評価やそれを価値向上につなげる企業戦略の在り方は、官民を通じて大きな課題となっているとし、インパクトを金銭価値化するインパクト加重会計の事例や研究を積み重ねながら、上場市場、地域企業など、特性に応じて対象を区分けして議論していくことが重要であるとしている。なお、インパクトファイナンスについては、ニュース&トピックス No. 2024-12<sup>2</sup>（2024年4月15日発行）および No. 2024-25<sup>3</sup>（2024年5月8日発行）も参照願いたい。

(12) では、課題・対応として、中小企業のGXに向けた実際の取組みを支援するにあたって、脱炭素の対応が、気候変動等の影響による「リスク」や排出量の削減のみならず、企業の経営改善や事業機会の創造等につながり得ることについて理解を得ていくことが重要であると明記されている。その理解を得るために、「取組み・支援事例の提供も含め、脱炭素の対応の有効性や経済性を理解できるような情報について、地域それぞれの事情に応じた形でわかりやすく発信していく取組み・体制が重要」という考えが例示されている。

特に地域脱炭素の推進にあたって、中小企業における脱炭素化への取組みが必ずしも容易ではない中で、まずは、脱炭素化の取組みが経営改善や事業機会といった実利につながることへの「理解の促進」が期待されているといえよう。

以上

### <参考文献>

- ・金融庁サステナブルファイナンス有識者会議(2024年7月9日)「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議 第四次報告書」

本レポートは発表時点における情報提供を目的としており、文章中の意見に関する部分は執筆者個人の見解となります。したがって、投資・施策実施等についてはご自身の判断をお願いします。また、レポート掲載資料は信頼できると考える各種データに基づき作成していますが、当研究所が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

<sup>2</sup> 当研究所ホームページ(<https://www.scbri.jp/reports/newstoppers/20240415-post-485.html>)を参照

<sup>3</sup> 当研究所ホームページ(<https://www.scbri.jp/reports/newstoppers/20240508---2023.html>)を参照